

地域計画に係る目標地図の 素案作成について



令和5年10月12日（木）

令和5年10月13日（金）

令和5年10月17日（火）

説明会資料

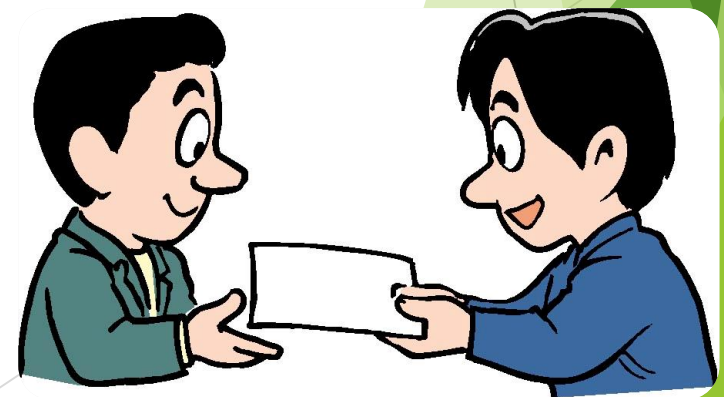
野洲市農業委員会事務局

・ 農業委員会の役割について

農業経営基盤強化促進法より

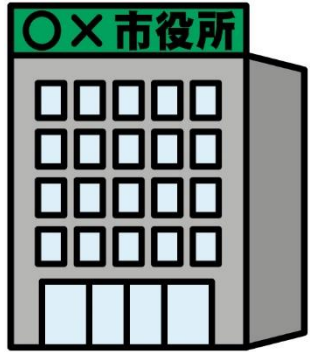
(計画の素案の提出等の協力)

第二十条 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（前条第六項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、**農業委員会に対し、地域計画のうち同条第三項の地図の素案を作成し、当該同意市町村に提出するよう求めるものとする。**



・ 目標地図の素案作成の手順

農業委員会



① 現況情報等の提供



集落（農業組合長）



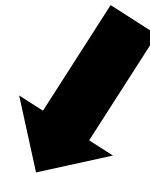
② 集落での話し合い



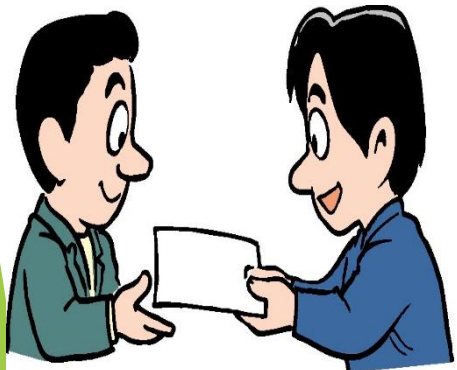
集落



③ 結果の提出



市（農林水産課）
集落（農業組合長）



⑤ 目標地図の
素案の提出



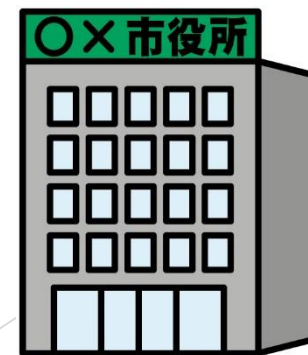
農業委員会



④ 目標地図の
素案の作成



農業委員会



①現況情報等の提供について

- ・ 農業委員会から提供させていただく情報

a. 権利設定されている農地のリスト（集落毎）

※リストイメージ

字コード 名称	所在地	小字名	登記 地目	現況 地目	登記 面積	現況 面積	耕作者:氏名	権利事由名称	契約開始 年月日	契約終了 年月日	耕作者 の変更	変更後の耕作者
市三宅	市三宅 101番	位田	田	田	3,000	3,000	●●	賃貸借権設定 (基盤)	2010/12/1	2030/12/31	<input type="checkbox"/>	
市三宅	市三宅 105番	猪之子田	田	田	3,007	3,007	●●	その他借入			<input type="checkbox"/>	
市三宅	市三宅 106番	猪之子田	田	田	2,994	2,994	●●	賃貸借権設定 (基盤)	2021/11/1	2026/10/31	<input type="checkbox"/>	
市三宅	市三宅 107番	猪之子田	田	田	2,990	2,990	●●	賃貸借権設定 (基盤)	2021/1/1	2030/12/31	<input type="checkbox"/>	
市三宅	市三宅 108番1	猪之子田	田	田	3,196	3,196	●●	賃貸借権設定 (基盤)	2022/1/1	2026/12/31	<input type="checkbox"/>	

b. 集落営農組織が耕作されている農地のリスト（集落毎）

②集落での話し合い

- ・集落で話し合っていたいただきたい内容



※リストイメージ

字コード 名称	所在地	小字名	登記 地目	現況 地目	登記 面積	現況 面積	耕作者:氏名	権利事由名称	契約開始 年月日	契約終了 年月日	耕作者 の変更	変更後の耕作者
市三宅	市三宅 101番	位田	田	田	3,000	3,000	●●	賃貸借権設定 (基盤)	2010/12/1	2030/12/31	<input type="checkbox"/>	
市三宅	市三宅 105番	猪之子田	田	田	3,007	3,007	●●	その他借入			<input type="checkbox"/>	
市三宅	市三宅 106番	猪之子田	田	田	2,994	2,994	●●	賃貸借権設定 (基盤)	2021/11/1	2026/10/31	<input type="checkbox"/>	
市三宅	市三宅 107番	猪之子田	田	田	2,990	2,990	●●	賃貸借権設定 (基盤)	2021/1/1	2030/12/31	<input type="checkbox"/>	
市三宅	市三宅 108番1	猪之子田	田	田	3,196	3,196	●●	賃貸借権設定 (基盤)	2022/1/1	2026/12/31	<input type="checkbox"/>	

5年後、10年後も耕作が可能かどうか？（見込みで可）

可能であれば、
修正の必要は
ありません。

不可能であれば、
耕作が可能ない別の
耕作者を記載
してください。

②集落での話し合い -2

補足説明



- ・ a.権利設定されている農地のリスト、 b.集落営農組織が耕作されている農地のリストに記載されている耕作者が、今後耕作可能かどうか、権利設定される耕作者はどなたになるのかをご検討ください。
- ・ 法人化されていない集落営農組織は権利設定できないため、a、bのリストで重複している農地もありますが、重複している農地はリストに色付けしています。
- ・ 今後耕作が可能かどうかのみでなく、耕作する農地の集約化等を理由に耕作者の変更をご検討いただいても結構です。

②集落での話し合い -3

補足説明



- ・ リストに記載されている耕作者が自作している農地は、原則その耕作者の自作地として目標地図の素案に含めさせていただきます。
- ・ 集落で管理していない等の農地が記載されている場合は、集落間での調整、もしくは農業委員会事務局へご相談ください。
- ・ 1筆の農地に対して複数の耕作者を記載することも可能です。

※契約終了年月日が迫っている農地から。やむを得ない場合は「未定」でも。

※意向調査のアンケートは現在集計中です。

③結果の提出

- 提出していただきたい内容

追記された、 a.権利設定されている農地のリスト

b.集落営農組織が耕作されている農地のリスト



耕作者:氏名	権利事由名称	契約開始 年月日	契約終了 年月日	耕作者 の変更	変更後の耕作者
●●			2022/10/31	<input type="checkbox"/>	
●●	その他借入			<input checked="" type="checkbox"/>	●●●
●●	賃貸借権設定 (基盤)	2021/11/1	2026/10/31	<input type="checkbox"/>	
●●	賃貸借権設定 (基盤)	2021/1/1	2030/12/31	<input checked="" type="checkbox"/>	未定
●●	賃貸借権設定 (基盤)	2022/1/1	2026/12/31	<input type="checkbox"/>	

※リストイメージ

令和6年5月頃までに
提出してください！！

④ 目標地図素案の作成 ⑤ 提出

農業委員会



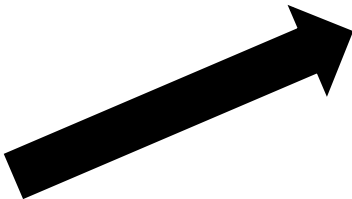
提出されたリストを基に
目標地図の素案を作成

目標地図の素案



※地図イメージ

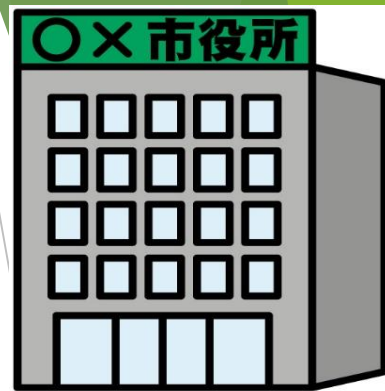
完成したもののから順次
提出していきます！！



提出！！



市
(農林水産課)



集落
(農業組合長)



まとめ・お願い

- ・ 集落で検討いただくのは、**現在の耕作者が今後も耕作が可能かどうかです。**
(耕作者が見つからない場合は「未定」としていただいても結構です。)
- ・ 集落の話し合いの際には、**担当区域の農業委員がご協力させていただきます。**
- ・ 今回の話し合いのみで、完全な目標地図を作成できるとは考えていません。
今後、集落で集積化、集約化を検討する**足掛かりになればと考えています。**

ご協力よろしくお願いいたします。



-終-

令和5年10月 作成

